

—住民票続き柄差別撤廃から20年—  
なくそう婚外子差別法制度！戸籍の続き柄も嫡出概念もいらない！  
3/1 集会へ

講演 角田由紀子さん(弁護士)

講演のお願いに、角田さんから、「私たちの催しには可能な限り参加します」「息の長い運動に心からの敬意を表します。社会を変えていくのはこういうことだと、法科大学院でも学生達に繰り返し話したものです」との言葉をいただき、一層頑張らなければと身が引き締まりました。このような思いを寄せて下さっている角田さんの記念講演、素晴らしいものとなることと思います。

他に、この20年への思いや事実婚や出生届差別記載拒否の闘い、自治体交渉、市・区議会への婚外子差別撤廃の陳情の取組みなどの発言も予定しています。

3 / 1 記念集会にぜひご参加下さい！

元住民票続き柄裁判・戸籍続き柄裁判原告  
田中須美子

私たちは同氏強制を強い、嫁役割、性別役割を強いる婚姻届は出さずに共同生活をしていこうと決め、子どもを生まれました。その結果娘の住民票の続き柄は「子」と記載されました。親の結婚の有無によって、何故子どもが住民票で差別をされなければならないのか、差別をやめてほしいと武蔵野市への異議申し立て及び東京都への審査請求を経て、1988年5月裁判に訴えました。

それまで、「何故結婚しないのか」「母親なのに何故子どもが差別されるような事をするのか」などの非難を同僚達から浴び、追い詰められながらも何とか頑張っていました。提訴によって、自分の問題でもあるとたくさんの女性達が傍聴に駆けつけてくれました。孤軍奮闘していた私が、提訴したことであそこにもここにも婚姻届を出さずに子どもを生んでいる女性達がいたことに勇気づけられ、自分一人じゃないんだと心強く思いました。裁判が進む中で、傍聴はどんどん増え、婚外子差別は人権侵害だ、住民票の差別記載は撤廃せよという声が大きく広がり、全国的な声となっていきました。裁判では落合恵子さんが出廷して証言して下さる事になり、さまざまな週刊誌から差別記事を書かれそれへの闘い、お母さんへの差別とお母さんの苦しみなど証言して下さいました。

■ 子どもはみんな平等だ、親の生き方で子どもを差別するのは不当だ！という大きなうねりの中で、婚外子相続差別裁判や児童扶養手当認知打ち切り裁判で違

憲決定が次々として出されていきました。このような中で住民票の続柄裁判の判決が延期され、その1か月半後に旧自治省は差別記載の撤廃を決断しました。当初は「長男・長女」を「子」にするなんてありえないと驚き、受け入れられなかった旧自治省でしたが、とうとう「長男・長女」の序列の廃止を決断し、実子、養子、婚外子・婚内子の別なく、親子の続柄を「子」と記載する通達を出しました。

1995年3月1日、全国の市区町村が一斉に、親子の続柄をすべて「子」と書き替えました。この差別記載の撤廃は、本人の「申し出」によるとか、長女・二女という長幼の序列に合わせるとかではなく、職権によって「子」と統一したのです。「子どもはみんな平等」が実現された続柄差別の撤廃でした。続柄が、すべて「子・子・子」となったあの3月1日の日の喜びと感動は、いまでも鮮明に覚えています。

■ 戸籍制度に風穴をあけた！と表されもした差別記載の撤廃でしたが、あれから20年たった今、婚外子差別法制度と非婚で生きようとする私たちを取り巻く現実はどうでしょうか。戸籍制度に穴は開いたのでしょうか。

2013年12月に相続差別規定が廃止されましたが、他の婚外子差別法制度の状況は何も変わっていません。戸籍続柄の差別記載撤廃についても、申し出制度によって解決済みというのが国の姿勢です。しかし申し出制度を利用している人はわずかで、毎年申し出は減少しており差別記載の解決にはほど遠いのが現実です。

記念集会の中で、変わった事変わっていない事、これからの闘いについて共有していくことができればと思います。集会後には、婚外子差別の撤廃を求めデモも行います！

ぜひ集会とデモ（30分から40分）へのご参加をお願いします。